



# 寿都町に 核抜き条例を！

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

事務局 048-0401 寿都郡寿都町字新栄町 101-6

TEL/FAX : 0136-62-3630 kakugomino@gmail.com

<http://kakugomi.no.coocan.jp/>

<https://www.facebook.com/106569234530018/>

No.16 2020年12月13日発行

## 【核抜き条例案を提出したども？】

12月7日（月）、町民の会は、寿都町議会に「寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例」案と、この条例の制定を求める要望書を提出しました。

私たちの住む町に、核のゴミなどぜったいにいらぬ。その思いをぶつけた条例案です。以下に、全文を掲載します。

## 【寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例】

（目的）

第1条 この条例は、放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「放射性物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 原子力関連施設から発生する使用済燃料
- (2) 前号に規定する使用済燃料を再利用又は廃棄する過程で発生するさまざまなレベルの放射性物質等
- (3) 前2号に定めるものの他、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第3条第2号に規定する核燃料物質をいう）または核原料物質（同法第3条第3号に規定する核原料物質をいう）に汚染された物

（基本理念）

第3条 町民は、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、本町の自然豊かで実り多い大地や海は、先人から受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐために守るべき貴重な財産であり、このかけがえのない郷土を、町及び町民がそれぞれの役割を担いながら、将来にわたって協働して守り育てていかなければならない。

(基本施策)

第4条 町は、いかなる場合も放射性物質等を町内に持ち込ませない。

2 町は、放射性物質等の処分、保管及び研究等に関する施設の建設を受け入れない。

3 町は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）に基づく概要調査および精密調査の受け入れにあたっては、住民投票を行い、その結果を十分尊重するものとする。

4 前項の住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

5 この条例は、医療用放射性物質の利用を妨げるものではない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条の基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、前条の基本施策を実施するための措置を講じなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、第3条の基本理念にのっとり、町が実施する施策に協力しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

## 【核抜き条例を否決？ そったらごと…ね～べゃ！】

条例案は12月17日（木）の議会で審議されます。ここで過半数の議員が賛成したら可決となります。

以前の住民投票条例案は、文献調査に対して町民の意見を聞くかどうかを問うものでした。4人の議員が賛成、4人の議員が反対し、議長裁決となりましたが、小西正尚議長が反対したために、実現しませんでした。

今回の条例案も、文献調査の賛否を問うものではありません。寿都町として将来的に核のゴミを受け入れるかどうかを問うものです。また、概要調査や精密調査の前には、住民投票を行うことも盛り込んでいます。

この4か月を振り返ると、私たちや多くの町民の反対・憂慮の声を無視する形で、片岡春雄町長は文献調査への応募を強行し、また、議会も住民投票条例案を否決して、片岡町長に追従しました。

しかし、これまで片岡町長や議員たちが言ってきたことを思い出しましょう。町民説明会で、片岡町長は「文献調査は最終処分場と切り離して考えましょう」と言っていました。一部の議員は、「最終処分場は来ないんだ。調査だけ受け入れて、交付金をもらおう」と支持者の説得に回っていました。どうやら、彼らも最終処分場は望んでいないようです。

また、片岡町長は、住民投票条例案につけた反対意見では「現段階においては、住民投票は行う必要はない」と述べていました。また、住民投票条例を否決したあとのマスコミ取材に対して、小西議長は「いずれ住民投票は必要となる」と述べていました。どうやら、住民投票は今後必要だという認識のようです。

文献調査賛成派の議員たちも、今回の核抜き条例案に反対する理由はありません。かならず可決されることでしょう。

## 【隣接町村でも核抜き条例】

島牧村、黒松内町、蘭越町、積丹町でも核抜き条例の動き、古平町では意見書提出の動きが出ています。

寿都町の文献調査は、片岡町長が独断で押し進めたものです。8月13日に応募検討の新聞記事が出てすぐに、隣接3町村長は、鈴木直道知事と片岡町長を訪問し、応募に反対の意思を示しました。片岡町長は、「早いうちに説明の機会を設け、私の思いを理解してもらいたい」などと説明したのですが、その機会を設けることもなく、2か月もせずに応募してしまいました。

最終処分場を受け入れるかもしれない町の隣に住んでいて、文献調査の応募に歯止めをかける法的手段がない…。寿都町民にとっても、今回の応募は納得し

がたいものですが、隣接町村民は、はるかに納得しがたい思いを抱いておられることでしょう。核抜き条例を制定し、「核のゴミは受け入れない」決意を示そうという動きが後志管内各町村で出てきました。私たちにとっても、大きな力、心強い応援になります。今後、各町村の皆さんとも連携を深めて、「寿都に核のゴミは要らない」という声を上げ続けていきたいと思えます。



## 【NUMO が町さやってきたど】

「聖者が町にやってきた」ならぬ「NUMO が町にやって」きました。

11月25日に、原子力発電環境整備機構（NUMO）の伊藤真一理事が町役場を訪問しました。片岡町長と面会したのですが、町内を歩いたわけではなさそうです。

しかし、12月3日、NUMOの地域交流部地域交流グループ部長代理の宮谷栄一氏と立木克佳氏が町を訪れ、町内会長などに挨拶回りしていきました。やはり、「文献調査」といっても、調査だけをするのではないのです。ある町内会長とは以下のような会話となったとか。

「どこに事務所を作るのですか？」

「まだわかりません。空いている家屋を探していますが、まだ見つかりません」

「対話の場とか言っていますが、何をやるのですか？」

「地域の皆様と、お茶の間懇談会のような話し合いの場を設けさせていただきます」

「要するに、寿都町に核のゴミの処分場を受け入れさせようという説得活動でしょ？」

「説得というより、さまざまな提案を含めて、今日のような挨拶周りもその一環です」

NUMO というよく分からない横文字を名乗っていますが、実のところ、彼らは電力会社の出身です。全国各地で反対する住民を押し切って、原子力発電所を50以上建設できたのも、彼らがプロだからです。人間関係を作り、断れない状況に追い込むことに長（た）けています。おのおのがた、油断めされるな！



## 【ホームページつくったど。見でけれ】

これまで、町民の会は、町内でチラシを配布するほか、Facebook で情報発信を続けてきましたが、会員制メディアということもあり、発信力に欠けていることが気になっていました。そこで、ホームページを作成しました。これなら、インターネットにつながるパソコンやスマホを持っていれば、だれでも見ることができます。これまでに作成したチラシのほか、声明文や条例案など各種書類も公開しています。完成途上ではありますが、ぜひご覧ください。アドレスは以下の通りです。

<http://kakugomi.no.coocan.jp/>

「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」



### 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会



#### 目次

トップページ

会の紹介

これまでの経緯

発行物

ここがおいしい

住民投票条例

情報公開請求

#### ごあいさつ

「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」のホームページへようこそ。当会は、寿都町への核のゴミの受け入れや、受け入れに関係する調査を阻止すること、また、未来ある寿都町をつくることを目的として活動しています。

#### お知らせ

2020年12月5日

「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」のホームページを公開しました。



## 【「寿都人」プロジェクトはじまったど】

漫画家、本庄敬さんとその友人の方々により、「寿都人」プロジェクトが始まっています。「それでもやっぱり寿都が好き」と、めげない寿都人、がんばる寿都人を応援してくださっています。Tシャツやトレーナー、スマホケース、エコバッグ、ステッカー、マグカップ、スタイ（よだれかけ）など、さまざまなグッズをこれから販売していくとのことです。価格や販売方法などについては、詳細が決まり次第、本庄さんのFacebook で案内があるそうです。私たちが非常に楽しみにしています。写真は試作品です。

